

令和2年度平川市内事業者緊急支援交付金 交付要綱

令和2年6月1日一部改正

第1 趣旨

市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少し、経営難に陥っている市内事業者に対し平川市内事業者緊急支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、市内事業者の経営継続を支援し、以て地域経済の活性化を図るものである。

第2 定義

この要綱における事業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業及び小規模企業、個人事業主を指す。

第3 交付要件等

1. 交付の要件

市は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

- (1) 市内に事業所を有する個人または法人であること。
- (2) 令和2年3月、4月又は5月の1か月において、収入が前年同月比3割以上減収していること。ただし、事業開始から1年に満たない場合は、事業開始日から令和2年2月までの月平均収入比3割以上減収していること。
- (3) 2019年分の確定申告がされていること。
- (4) 令和2年4月27日現在、現に事業を営んでいること。

2. 交付金額

交付金額については、以下のとおりとする。

- (1) 個人事業主 100,000円
- (2) 法人（従業員数10人未満） 100,000円
- (2) 法人（従業員数10人以上30人未満） 200,000円
- (3) 法人（従業員数30人以上） 300,000円

3. 交付金の返還

交付対象者が虚偽の申請により交付金を不正に受給したことが明らかとなった場合は、市は交付金を返還させることとする。

第4 交付の手続等

1. 交付の申請

交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付し、市長へ提出するものとする。

なお、市長が必要と認めた場合は、その他の書類を求めることができる。

■個人事業主の方

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 2019年分の確定申告書類の写し
- (3) 事業収入額（減収月と前年同月または月平均収入がわかるもの）を示した帳簿等（様式は任意）の写し
- (4) 本人確認書類（マイナンバーカードの写し（表面だけ）、もしくは、運転免許証の写し+保険証の写し）
- (5) 預金通帳の写し（表紙の次のページの見開きの写し）

■法人の方

- (1) 交付申請書（様式第1号） **※法人番号を記載すること**
- (2) 2019年分の確定申告書類の写し
- (3) 事業収入額（減収月と前年同月または月平均収入がわかるもの）を示した帳簿等（様式は任意）の写し
- (4) 預金通帳の写し（表紙の次のページの見開きの写し）

2. 代理申請について

本人が申請できないやむを得ない事情がある場合は、委任状を提出させることとする。

3. 申請期間

令和2年5月4日から令和2年6月30日まで（土・日は除く）

第5 市の手続き等

1. 申請の承認

市は、当該交付金の交付を受けようとする者から交付申請書の提出があった場合は、当該書類等の内容を審査する。

2. 交付金の交付

市は、申請内容が適当であると認めた場合は、すみやかに交付金を交付することとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。